

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

## 261 リドカイン塩酸塩③（麻酔科25）

<平成24年3月16日>

○ **標榜薬効（薬効コード）**

局所麻酔剤（121）

○ **成分名**

リドカイン塩酸塩【注射薬】

○ **主な製品名**

静注用キシロカイン、オリベス静注用、オリベス点滴用

○ **承認されている効能・効果**

- ① 期外収縮（心室性）、発作性頻拍（心室性）、急性心筋梗塞時及び手術に伴う心室性不整脈の予防
- ② 期外収縮（上室性）、発作性頻拍（上室性）

○ **薬理作用**

細胞のNa<sup>+</sup>チャネル機能の抑制による抗不整脈作用

○ **使用例**

原則として、「リドカイン塩酸塩【注射薬】（静注・点滴用製剤）」を「静脈内区域麻酔」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ **使用例において審査上認める根拠**

薬理作用が同様と推定される。

○ **留意事項**

区域麻酔は、脊椎麻酔・硬膜外麻酔・局所麻酔など全身麻酔以外のものを指す。

○ **その他参考資料等**

麻酔薬および麻酔関連薬使用ガイドライン第3版（日本麻酔科学会）

- \* 平成27年7月31日付け保医発0731第1号「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱について」より、キシロカイン注ポリアンプ0.5%については、上肢手術における静脈内区域麻酔に対する保険適用が可能となりました。

また、使用上の注意として「注入後20分以内は駆帯血を解除しないこと」

【国保】

及び「静脈内区域麻酔にはアドレナリン等の血管収縮剤を添加しないこと」と示されています。(平成27年10月5日追記)

※ 平成27年12月21日付けで、追加予定された効能・効果及び用法・用量が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき一部変更承認されました。(平成28年3月7日追記)